

居宅介護支援サービス重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供の開始にあたり、厚生省令第38号第四条に基づいて当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人西友会
主たる事務所の所在地	長崎県佐世保市相浦町606番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 湊浩二郎
電話番号	(0956) 48-6001

2. 事業の目的

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの依頼を受けて、日常生活を営むために必要な居宅サービスを適切に利用できるよう指定居宅サービス等の種類や内容等の計画を作成するとともに、計画に基づいたサービスが確保されるよう、指定居宅サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行うことを目的とする。

3. 運営の方針

- 1 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。
- 6 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。
- 7 感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施する。

4. 事業所の名称

事業所の名称	居宅介護支援事業所あいのうら
指定番号	長崎県 4270200043
事業の種類	居宅介護支援事業所
所在地	長崎県佐世保市相浦町606番地1
電話番号	(0956) 48-6023

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日
営業時間	9:00～18:00まで
上記の営業日、営業時間以外も電話等により常時連絡が可能	

6. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	相浦地域包括・大野地域包括・清水地域包括・吉井地域包括圏域。但し、黒島を除く。
------------	---

7. 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	種別	員数	職務の内容
管理者（主任介護支援専門員）	常勤	1名(兼任)	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たります。
介護支援専門員	常勤	2名以上(専任)	介護支援専門員等は、要介護者等からの依頼に応じ、その利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が選択できるように指定居宅サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、そのサービスが確実に提供されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。

8. 従業者の勤務体制

事業所の職種	員数	種別	勤務時間
管理者（主任介護支援専門員）	1名（専従）	常勤	9：00～18：00
介護支援専門員	1名以上（専従）	常勤	9：00～18：00

9. 提供するサービス

○居宅サービス計画の作成

*サービス計画までの手順は次のとおりです。

- ・自宅を訪問し、利用者や家族から話をうかがいます。
- ・利用者の了解を得て、主治医に意見を尋ねることがあります。
- ・介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。ただし、利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスにつきましてはテレビ電話装置等(オンラインツール)を活用して行うことができますものとします。その際は個人情報の適切な取り扱いに留意します。
- ・サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切を説明し、了解を得ます。

○情報の提供

- ・要介護認定の申請、変更の代行
- ・利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について①複数の事業所の紹介を求めることが可能であること②当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること③当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の割合を説明すること。
- ・居宅サービス事業者との契約締結に関する必要な援助
- ・関連事業者等の連絡調整
- ・給付管理票の作成・提出

*毎月、国民健康保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

- (1)このサービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- (2)サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。もし分からないことがあったら、いつでも担当者に遠慮なく質問してください。

10. 担当の介護支援専門員

- (1)担当の介護支援専門員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示を求めてください。
- (2)当事業所に対し苦情等がありましたら遠慮なく連絡ください。

1 1. 担当の介護支援専門員の変更

利用者はいつでも担当の介護支援専門員の変更を申し出ることができます。

その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

当事業所は、担当の介護支援専門員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の介護支援専門員を変更することがあります。その場合には、事前に利用者の了解を得ます。

1 2. 利用料

このサービスの利用料及びその他の費用は以下のとおりです。

○利用料・・・要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、無料です。

保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合、指定のケアプラン作成料をお支払いいただき、当施設からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日佐世保市の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

○介護保険法による居宅介護支援サービス費 (R6. 4. 1～)

区分		介護状態	変更後
(Ⅰ) 一人あたりの取扱件数45件未満		要介護1・2	10,860円/月
		要介護3・4・5	14,110円/月
(Ⅱ) 一人あたりの取扱件数60件未満		要介護1・2	5,440円/月
		要介護3・4・5	7,040円/月
(Ⅲ) 一人あたりの取扱件数60件以上		要介護1・2	3,260円/月
		要介護3・4・5	4,220円/月
加算	体制	特定事業所加算(Ⅰ)	5,190円/月
		特定事業所加算(Ⅱ)	4,210円/月
		特定事業所加算(Ⅲ)	3,230円/月
		特定事業所加算(A)	1,140円/月
	個別	初回加算	3,000円/月
		特定事業所医療介護連携加算	1,250円/月
		入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円/月
		入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円/月
		退院・退所加算(連携1回・カンファレンス参加 無)	4,500円/月
		退院・退所加算(連携2回・カンファレンス参加 無)	6,000円/月
		退院・退所加算(連携1回・カンファレンス参加 有)	6,000円/月
		退院・退所加算(連携2回・カンファレンス参加 有)	7,500円/月
		退院・退所加算(連携3回・カンファレンス参加 有)	9,000円/月
		通院時情報連携加算	500円/月
		緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月2回を限度)	2,000円/月
		ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%/月		
減算	個別	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の5%

○看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

1 3. 計画書等の交付

居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類が必要な場合はいつでも交付いたしますので、申し出てください。

1 4. 緊急時等における対応方法

介護支援専門員は、指定居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。

1 5. 事故発生時の対応

- 1 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。但し、事業者に故意・過失がなかった場合はこの限りではありません。

1 6. 苦情受付窓口

指定居宅介護支援事業所のサービスに関する相談、要望、苦情等は担当の介護支援専門員か下記窓口までお申し出下さい。

○担当 居宅介護支援事業所あいのうら 山下 裕介
[電話] (0956) 48-6023

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～18:00

<苦情解決責任者 特別養護老人ホームあいのうら 施設長 湊 征学>

(2) 第三者委員

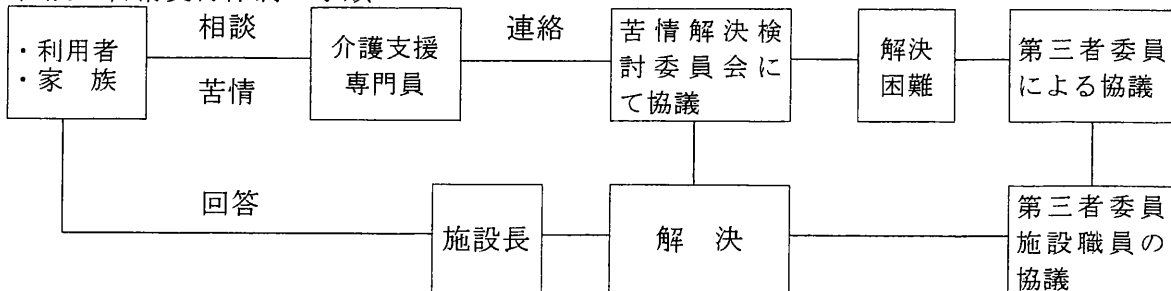
本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

名 前	連 絡 先 (電話番号)
岩 崎 憲 治	佐世保市母ヶ浦町203-6 (48-2659)
	元会社役員 地域代表者
小 宗 マ ュ ミ	佐世保市相浦町1694 (47-2640) 相浦婦人部部長

(3) 行政機関その他苦情受付機関

市役所 長寿社会課	所在地	佐世保市高砂町5-1
	電話番号	24-1111 (代)
	受付時間	9:00～16:00
長崎県国民健康保険団体連合会	所在地	長崎市今博多町8-2
	電話番号	(095) 826-1599
	受付時間	月・水・金曜日 9:00～17:00

相談・苦情受付体制・手順



指定居宅介護支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者氏名 山下裕介

説明者職名 介護支援専門員

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

年 月 日

利用者 住 所

氏 名

印

家族代表・代理者 住 所

氏 名

印

続 柄